

経緯:

運営委員会内の文書整備委員会(通称:文書整備 WG)は、会員規約(注 1)と実施細則を分かり易くし、また設立後 6 年を経て変化、発展した会と活動の形態に即した改善を行うことを目的として、それぞれの改定案をまとめる活動を実施している。

本提案では、会員規約への改定案を、理事会承認のもと総会議案としてここにご提案する。

(注 1:本議案では、会員規約の末尾に記載されている会期規定、会費規定、および、活動支援金規定を会員規約に含むものとする。)

改定案1:(目的)第3条の条文修正

改定の事由:

1. 先端ITを取り巻く環境が 6 年前の設立当時から変化した。陳腐化した冒頭の一文を削除し、現環境に即した表現とする。
2. 先端 IT に明るい技術者の育成を追加し、本会の目的をより明確に、より実態に即した表現とする。

現行:

(目的)

第3条 昨今、IT の変化は急速に速まり、加えて、従来の発展の方向性とは大きく変わりつつある。本会は、日常的な努力では習得の難しい先端 IT に関し、技術者が研鑽し互いに切磋琢磨する場、利活用を進めるための情報と知見を共有する場、次の先端 IT を発掘し紹介し次世代の IT 活用を提言する場となることを活動目的とし、もって、日本の IT と IT が支える日本の産業、社会の発展に資することを旨とする非営利団体である。

改定案:

(目的)

第3条 本会は、日常的な努力では習得の難しい先端 IT に関し、技術者が研鑽し互いに切磋琢磨する場、利活用を進めるための情報と知見を共有する場、次の先端 IT を発掘し紹介し次世代の IT 活用を提言する場となることを活動目的とし、もって、非営利団体として先端 IT に明るい技術者の育成と IT 業界および IT が支える産業界と日本社会の発展に貢献することを旨とする。

改定案2:(勉強会、部会、プロジェクト。以下、部会等と記す)第40～42条へ終了手続きの追加

改定の事由:

部会等の活動活性化、新陳代謝の促進のために、それらの終了について明示的に規定する。

現状の会員規約では、部会等の設立についての規定はあるが、終了については規定がない。バランスをとって終了についても会員規約で規定することにより、実施細則でそれらの具体化を可能にする。このために、40条から42条のそれぞれに終了についての項(第5項)を追加する。

現行:

(勉強会)

第40条

3. 勉強会は、会員が提案し、理事会への報告をもって活動を開始する。

(部会)

第41条

3. 部会は、会員が部会新設を提案し、理事会の議決を得て、設ける。

(プロジェクト)

第42条

3. プロジェクトは、会員がプロジェクト新設を提案し、理事会の議決を得て、設ける。

改定案:

(勉強会)

第40条

- (追加) 5. 勉強会は、活動の目的を達した時点で、理事会への報告をもって活動を終了することができる。

(部会)

第41条

- (追加) 5. 部会は、活動の目的を達した時点で、理事会への報告をもって活動を終了することができる。

(プロジェクト)

第42条

- (追加) 5. プロジェクトは、活動の目的を達した時点で、理事会への報告をもって活動を終了することができる。

改定案3:(特別会員)第43条の条文追加ならびに修正

改定の事由:

特別会員の国会活動への参加資格を、実態に即し個人会員、学会会員と同等とする。

現行:

- 6 特別会員は理事会の要請のある場合に限り、勉強会、部会、プロジェクトに参加することができる。

改定案:

(追加) 6 特別会員は本会の企画・主催するセミナー等に参加することができる。

(修正) 7 特別会員は予め理事会の了解を得て、勉強会、部会、プロジェクトに参加することができる。

改定4: (催事)に関する条文を第54条として追加

改定の事由:

現行の会員規約には、セミナー等の開催は自明の活動としてこれを規定する条文はない。実施細則に規定した内容に沿って、企画、運営を行っているが、会員規約でもセミナー等を明文化することが望ましい。

また、設立当時には想定されておらず、試行的に開始したオープンな活動(オープンラボ等)は、本会内外に対して広くスキル・ノウハウや知見を発信する場として、また新しい技術領域にチャレンジする場として、あるいはシニアやIT女子も参加し易い場として評価が高く、確実に実績を重ねてきた。しかし、これらに関する条文も会員規約に明示的にはまだ規定されていない。

上記を踏まえ、会と活動の現状に即した会員規約とするため、AITC が主催するセミナー等(成果発表会、オープンラボ等を含む)をまとめて「催事」とし、それらを規定する第54条を追加する。

条文案:

(催事)

第54条 本会は、第40条から第42条に定める活動形態に加え、会員および会の外に対しても、広く先端 IT の普及、啓発、活用推進をはかり、交流の範囲を広げるため、セミナー等を企画・主催することができる。以下、本会が企画・主催するセミナー等を催事と呼ぶ。

2 催事は、勉強会や部会の活動に繋がる最新の技術や動向の情報を提供する場、ならびに、本会活動の成果等を発信する場として実施する。

3 催事は、会員が提案し、理事会への報告をもって開催することができる。

4 催事への非会員の参加可否と条件は、催事の趣旨に合わせ理事会が定める。

上記をもって、会員規約第35条(規約の変更)に従い、会員規約の改定をご提案する。

(注: 会員規約第35条「・・・出席会員数の3分の2以上の議決を得た場合、変更できる。」)

この改定をご承認いただいた場合には、会と活動の更なる発展に寄与すべく、今後とも会員規約の見直しを進め、現状に即し、更に判り易く、理解し易く改善していくための検討を行う。